

# 桜井寮利用料【入所】

【従来型個室】 R6.8

第2段階	30日	要介護3	要介護4	要介護5
	①介護サービス費	27,339	29,766	32,159
	②食費 (日額390円)		11,700	
	③居住費 (日額480円)		14,400	
	④自己負担金 (①+②+③)	53,439	55,866	58,259

第3段階①	①介護サービス費	27,339	29,766	32,159
	②食費 (日額650円)		19,500	
	③居住費 (日額880円)		26,400	
	④自己負担金 (①+②+③)	73,239	75,666	78,059

第3段階②	①介護サービス費	27,339	29,766	32,159
	②食費 (日額1,360円)		40,800	
	③居住費 (日額880円)		26,400	
	④自己負担金 (①+②+③)	94,539	96,966	99,359

第4段階	①介護サービス費	27,339	29,766	32,159
	②食費 (日額1,445円)		43,350	
	③居住費 (日額1231円)		36,930	
	④自己負担金 (①+②+③)	107,619	110,046	112,439

その他	理美容代	1,650円～(カラーやパーマなど希望される内容で料金が変わります)
	医療費(薬代)	
	お菓子代	500円前後

## ■食費・居住費の上限額

(軽減を受けるためには「介護保険負担限度額認定証」の交付申請が必要です。)

区分	対象者	居住費 (従来型個室)	居住費 (多床室)	食費 (日額)
第1段階	老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	380円	0円	300円
第2段階	年金収入等(公的年金等収入金額+その他の合計所得金額)80万円以下	480円	430円	390円
第3段階①	年金収入等(公的年金等収入金額+その他の合計所得金額)80万円超120万円以下	880円	430円	650円
第3段階②	年金収入等(公的年金等収入金額+その他の合計所得金額)120万円超	880円	430円	1,360円
第4段階	市町村民税世帯課税の人	1231円	915円	1,445円

## ■社会福祉法人等利用者負担軽減制度

・介護サービス費、食費、居住費に係る利用者負担額の25%

**■高額介護サービス費**

1ヵ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

利用者負担段階区分	利用者負担上限額
市民税課税世帯の方	44,400円（世帯）
世帯全員が市民税非課税で、その他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	24,600円（世帯）
世帯全員が市民税非課税で、その他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給の方	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
生活保護の受給者	15,000円（世帯）

**【新設】**

課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）